

## 特別区民税・都民税（住民税）に確定申告の内容を反映するためには期限があります

住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合、以下の事項は住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください（図1 申告の仕組み 参照）

・ 上場株式等の配当等所得及び譲渡所得（※注1）
・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（※注2）
・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（※注3）
・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 など

令和5年度住民税に申告内容を反映するためには、住民税の納税通知書（非課税決定以外の特別徴収税額決定通知含む）送達前までに確定申告書を提出してください。

▽令和5年度の納税通知書の発送予定日 図1 申告の仕組み（○：算入される ×：算入されない）

住民税が 給与天引きの方 （特別徴収）	令和5年5月中旬	納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
それ以外の方 （普通徴収） （年金特別徴収）	令和5年6月上旬			○	○
				○	×

上場株式等の配当等所得（大口株主分を除く）及び譲渡所得（源泉徴収される特定口座での取引分のみ）について

### 所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合

個人住民税において、上場株式等の配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、源泉分離課税（申告不要）を選択する場合に、令和3年分の確定申告からは、原則として、確定申告書の住民税に関する事項を記載していただければ申告手続きが完結できるようになりました。

上記以外の方法として、住民税の納税通知書送達前までに「特別区民税・都民税申告書付表」（※）を特別区民税・都民税申告書と共に提出することで、所得税と住民税で異なる課税方式（申告不要等）を選択することができます。（図2 所得税（申告）と住民税（申告不要）で異なる課税方式を選択する場合 参照）（※注4）

なお、令和4年度税制改正により、令和6年度（令和5年分）以降の申告からは、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりますので、申告の際は、課税方式の選択について慎重に判断くださるようお願いいたします。

※中野区のホームページからダウンロードすることができます。

図2 所得税（申告）と住民税（申告不要）で異なる課税方式を選択する場合  
（○：算入される ×：算入されない）

納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
			
			
	納税通知書送達後に所得税・住民税で異なる課税方式を選択する申込はできません。	○	×

#### 【問い合わせ先】

中野区区民部税務課 課税第一・課税第二係  
〒164-8501  
東京都中野区中野4丁目8番1号  
電話番号 03-3228-8913

(※注1) 上場株式等の配当等所得及び譲渡所得

上場株式等の配当等所得(注:大口株主分除く)及び源泉徴収がある特定口座内の上場株式等の譲渡所得については申告の必要はありません(申告不要制度)が、上場株式等の譲渡損失等との損益通算や各種所得控除等の適用を受ける場合は、申告することができます(地方税法第32条第12項・第13項及び第14項・第15項、第313条第12項・第13項及び第14項・第15項)。

注:発行済株主の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人

(※注2) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を売却したこと等により生じた損失の金額がある場合は、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額から控除(損益通算)することができ、控除しきれなかった金額は、その年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等の譲渡所得及び配当等所得の金額から控除(繰越控除)することができます(地方税法附則第35条の2の6第1項・第5項、第11項・第15項)。

(※注3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引に係る差金等決済により損失が生じた場合には、一定の要件の下で、3年間の繰越控除の適用を受けることができます(地方税法附則第35条の4の2第1項・第7項)。

(※注4) 上場株式等の配当等所得及び譲渡所得について、所得税と異なる課税方法を選択したもののうち、住民税の申告不要制度を選択した場合、または納税通知書(非課税決定以外の特別徴収税額決定通知含む)送達後に確定申告書を提出した場合は、住民税では上場株式等の配当等所得及び譲渡所得の確定申告における申告内容は一切反映されなくなります。

また、これらの規定については、一度申告不要または申告することを選択した後に取り扱い方式を変更することはできませんので、過年度分についても、当該過年度分の特別区民税・都民税納税通知書が送達されている場合には変更をすることができません。

なお、申告された上場株式等の配当等所得及び譲渡所得は、扶養控除の適用条件となる合計所得や非課税判定、国民健康保険料算定等の基礎となる総所得金額等や合計所得金額に含まれることにご留意ください。

なお、源泉徴収選択口座内の譲渡損失について確定申告をする場合には、その口座内の配当等について申告不要を選択することはできません(租税特別措置法第37条の11の6第10項)